

平成30年度 第9回 諏訪区地域協議会
次 第

日時：平成31年1月24日（木）午後7時から
会場：諏訪地区公民館 集会室

延55分

1 開 会

2 議 題

（1）平成31年度地域活動支援事業について

- ① 採択方針等の見直し 【40分】
- ② 事前説明会実施計画案の検討・確定 【10分】

3 その他

- （1）次回開催日の確認 【5分】

4 閉 会

平成 31 年度の地域活動支援事業の採択方針等の検討シート（諏訪区）

資料No. 1

○事業採択までの流れ（※下線部分は委員が行う作業）

- ① 提案の取りまとめ ⇒ ② 各委員へ事業提案書等を送付 ⇒ ③ 各委員が事業内容を確認 ⇒ ④ ヒアリング（プレゼンテーション）で疑問点等を解消（協議会開催） ⇒ ⑤ 各委員が審査（基本審査・採択方針適合性の判定、共通審査基準に基づく採点）⇒市へ報告 ⇒ ⑥ 結果集計 ⇒ ⑦ 採択事業の決定（協議会開催）

1. 基本的事項

項目	平成 30 年度の状況（H29 年度からの変更点は下線部で示している）	平成 31 年度の方針
採 択 方 針	<p>優先して採択する事業 諏訪区では、豊かな自然環境を活かした新たなまちづくりへの取組とともに、これまで地域で行われてきた取組の継続・拡充等も大切であるため、それぞれの事業を広く募集するとともに、諏訪区のコミュニティを維持していくための事業も募集する。 なお、事業の採択に当たっては、地域住民が自主的・主体的に取り組むことにより、後の地域の活力向上に資するよう、次の項目に該当する事業を優先的に採択する。</p> <p>○地域振興に関する事業 ・農業振興事業 ・交通安全・防火防犯事業 ・教育文化事業 ・健康・福祉事業 ・住民福祉向上やコミュニティ基盤強化に関する事業</p> <p>○諏訪区内への移住（転入）を促進する事業</p> <p>その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
補 助 率	10/10以内（審査・採択の過程で減額等の対応は可能）	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
補助金の限度額	上限：なし（諏訪区の採択可能額が上限となる） 下限：5万円（5万円未満の事業は対象外）	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
ヒアリング （疑問点の解消方法）	提案のあった事業のうち、全ての事業を対象にヒアリングを実施する。	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
基本審査判定	地域活動支援事業の目的に適合するかを判定し、審査する委員の3/4以上（9名以上）が不適合と判定した事業は不採択とする。なお、基本審査に不適合と判定した場合は、採択方針への適合判定及び共通審査基準5項目の採点は行わない。	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
採択方針への 適合判定	諏訪区の採択方針に沿う事業内容であるかを判定し、審査する委員の3/4以上（9名以上）が不適合と判定した事業は評価の低い事業として共通審査基準の平均点に係らず下位に位置付ける。なお、採択方針に不適合と判定した場合も、共通審査基準5項目の採点は行う。	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
共通審査基準の 項目と配点	公益性：5点、必要性：5点、実現性：5点、参加性：5点、発展性：5点（25点満点） 1つでも平均点が2点未満の項目があった場合は、評価の低い事業とする。	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
順位付けの方法	基本審査及び採択方針に適合との評価が多く、かつ共通審査基準の平均点が高い順に順位付けを行う。なお、評価の低い事業の順位付けは、協議会で決定し採否を協議する。	平成 30 年度と同様 ・ 見直す
審査の自粛	・ 次の場合、審査を自粛する ① 地域協議会委員が提案団体の長を務める場合 ② 「移住促進諏訪の会」が提案する事業について、地域協議会委員がその役員である場合	平成 30 年度と同様 ・ 見直す

2. 募集期間

平成 30 年度の状況	平成 31 年度の方針
4月2日（月）から4月27日（金）まで 【実績】 H24年度：4/2～5/8、H25年度：4/1～4/15、H26年度：4/1～4/30 H27年度：4/1～4/30、H28年度：4/2～5/9、H29年度：4/3～4/28	平成 31 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）

3. その他（確認事項）

検証結果により、市から提案が示されたもの H30.12.5 第8回地域協議会 「資料1(別添)」の【案】にかかる事項を参照		【参考】諏訪区の市への回答内容 H30.7.25 第4回地域協議会 「様式2」を参照	平成31年度の方針	
			正副会長案とその理由	検討結果 (協議会にて決定した方針に☑を入れる)
①事業主体の構成員に補助事業の成果が限定される事業を補助対象とするか。 (野球チーム、趣味の会 等)	—		補助対象とする。(これまでどおり) →コーラスなどの会員制サークルの継続的な活動の制限に繋がるため	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
②自らの直接的な活動によらずに貢献を図ろうとする事業を補助対象とするか。 (コピー機・楽器の購入 等)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全市で統一した運用が必要 		補助対象とする。(これまでどおり) →地域の活動拠点である地区公民館で活動する事業に必要な備品を制限することは、活動の幅を狭めることに繋がるため	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
③同事業を連続して提案採択する場合の補助率の見直しを行うか。 (行う場合は、その制度(ルール)設計を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当事業は団体の自立が目的であるため、全市の制度として補助期間の設定が必要 ▶ ただし、期間や率は各区で検討すべき 		見直さない。(これまでどおり) →狭いエリア、少ない人口である自治区のため、提案団体のある程度の固定化は避けられないため	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
④ソフト事業を中心とすべく、備品購入費等の特定科目の上限割合を設定するか。 (行う場合は、その制度(ルール)設計を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全市で統一した運用が必要 		設定しない。(これまでどおり) →割合だけで判断することは、備品の割合を落とすために不要な事業費の計上に繋がりにくい	<input type="checkbox"/> 正副会長案のとおり <input type="checkbox"/> 次のとおり見直す ()
⑤追加募集を廃止するか。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本は行わない。 ▶ 配分額の執行率が一定を下回った場合は1回のみ追加募集できることを全市の制度とし、その率などは各区で検討すべき。 		協議会にて審議	

諏訪区地域協議会
地域活動支援事業 事前説明会 実施計画 (案)

1 目的

新年度の地域活動支援事業の募集に向けて制度・提案要領等の説明を行い、より多くの提案を促す。

2 開催日及び会場 ※次第「3 その他」にて別途調整

- ・日時：3月 日 () 午後7時30分から (地域協議会閉会后、約30分)
- ・会場：諏訪地区公民館 集会室

3 参加対象

- ・諏訪区内に在住する市民
- ・ 〃 の各種団体 (これまでの地域活動支援事業提案団体等)

4 広報周知

- ・地域協議会だよりの全戸配布 (2/15号の広報上越と一緒に配布)
- ・各団体代表者に開催通知を送付
- ・地域協議会委員からの声かけ
- ・有線放送 (ページング) の活用

5 出席者

- ・諏訪区地域協議会委員 12名 ほか事務局

6 内容

(進行：事務局)

【延べ30分】

(1) 開会の挨拶

3分

- ・星野会長 挨拶

(3)

(2) 平成31年度の地域活動支援事業の概要説明

25分

- ・事務局から説明
- ・質疑応答

(15)

(10)

(3) 閉会の挨拶

2分

- ・川上副会長 挨拶

(2)

◎ 閉会後に参加者からの個別相談 (事務局対応)

- ➡ 委員は解散

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。